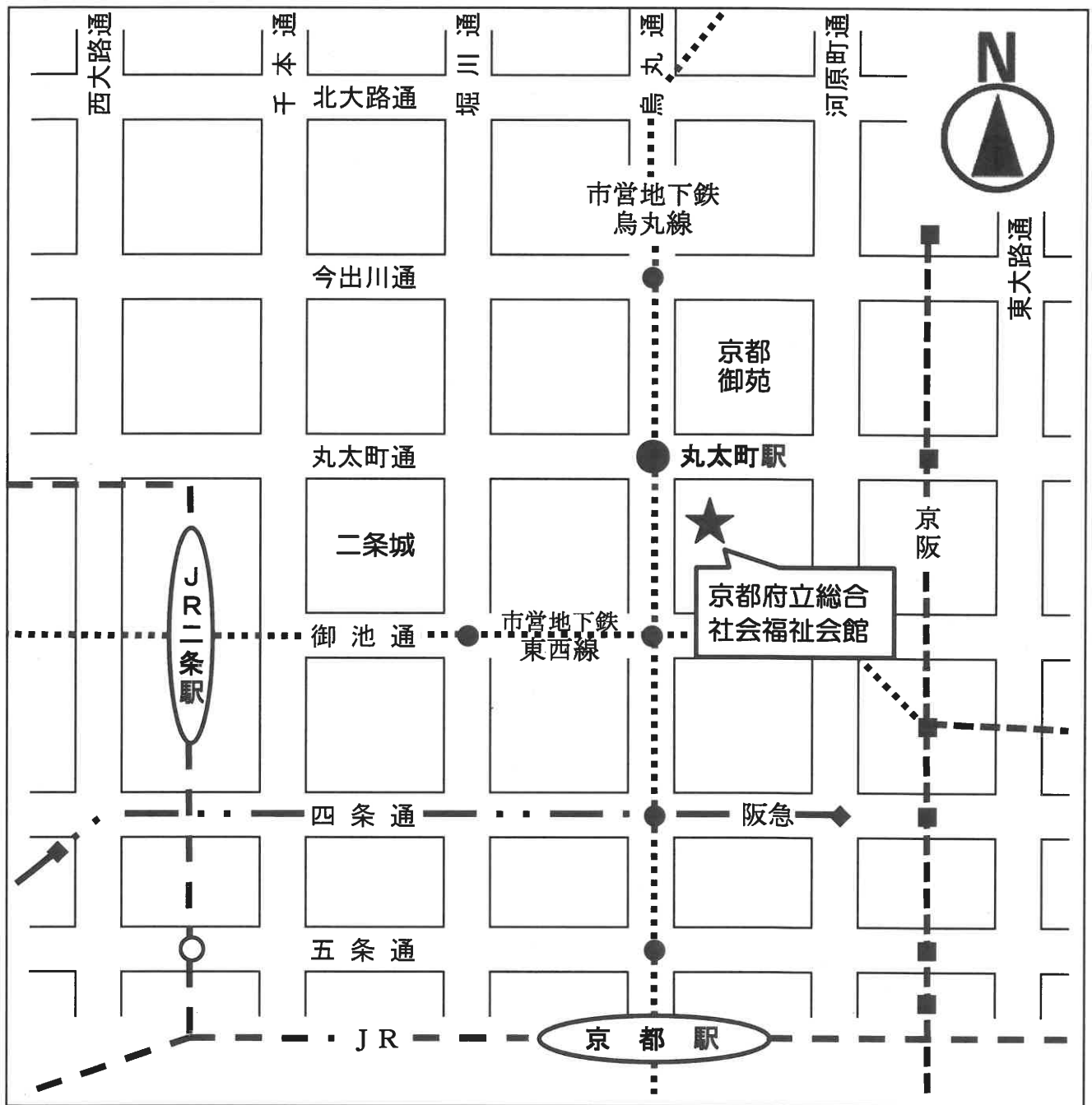


資料一覧表

資料 1	-----	位置図・敷地図・平面図
資料 2	-----	施設概要
資料 3	-----	会館の利用状況
資料 4	-----	施設の修繕実績
資料 5	-----	施設管理に関する外部委託業務の内容・実績
資料 6	-----	行政財産の目的外使用許可の状況
資料 7	-----	現行料金設定及び過去3ヶ年の収入実績
資料 8	-----	物件費、人件費の詳細
資料 9	-----	京都府立総合社会福祉会館条例 京都府立総合社会福祉会館条例施行規則

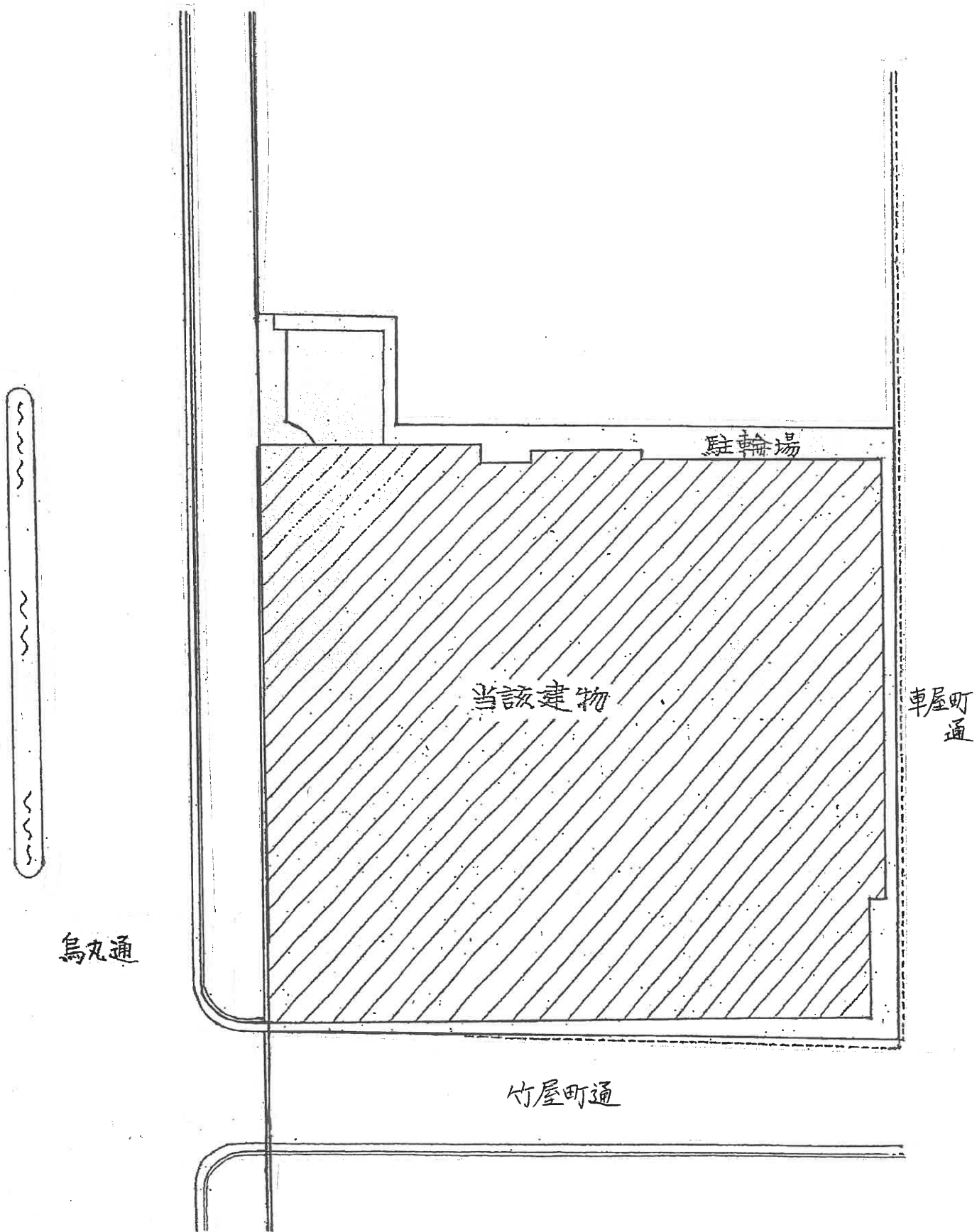
京都府立総合社会福祉会館 位置図



<アクセス>

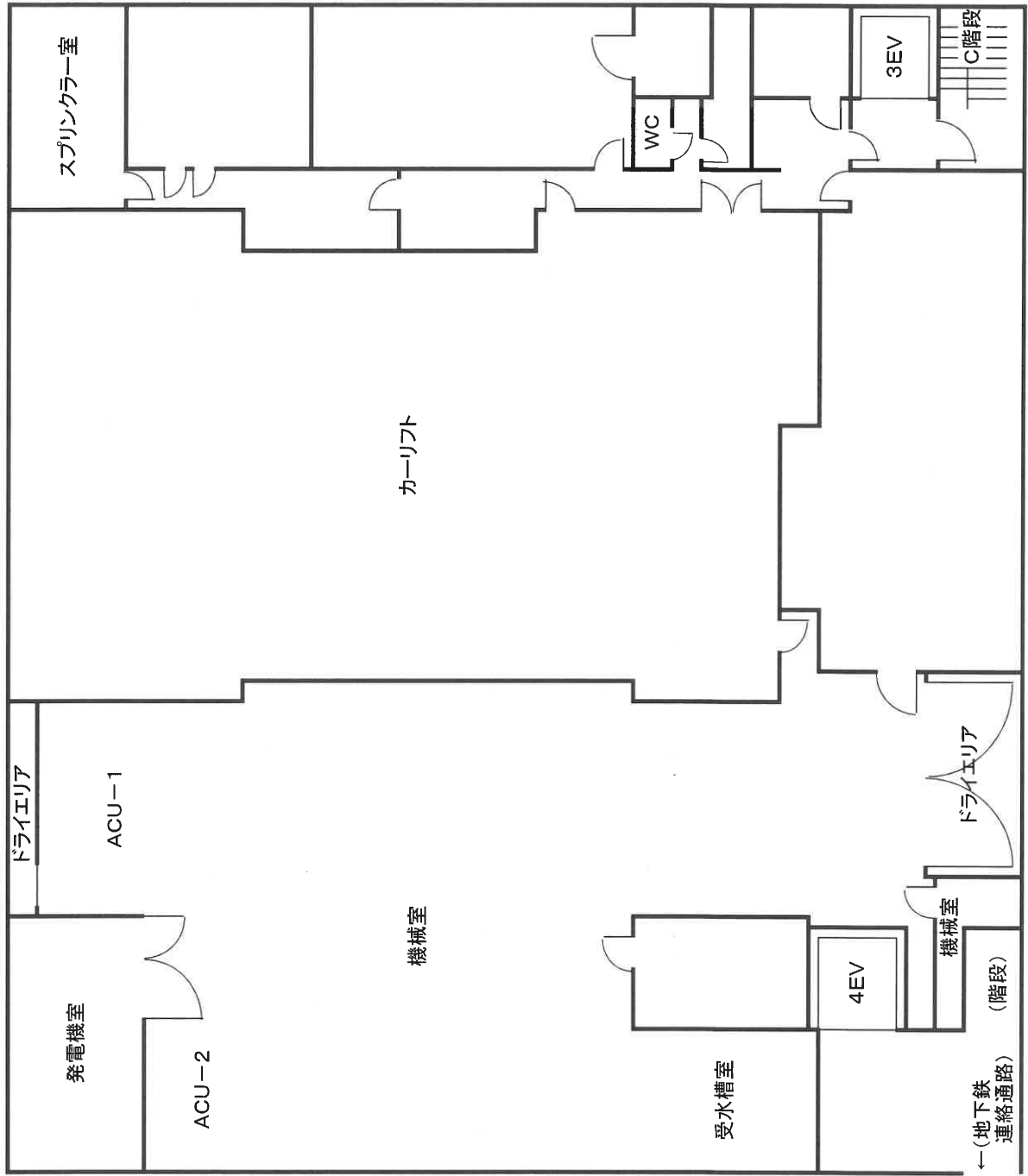
- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口（地下鉄連絡通路にて連結）
- 京都市バス、京都バス、JRバス「烏丸丸太町」バス停下車
烏丸通り沿い南へ

(敷 地 図)



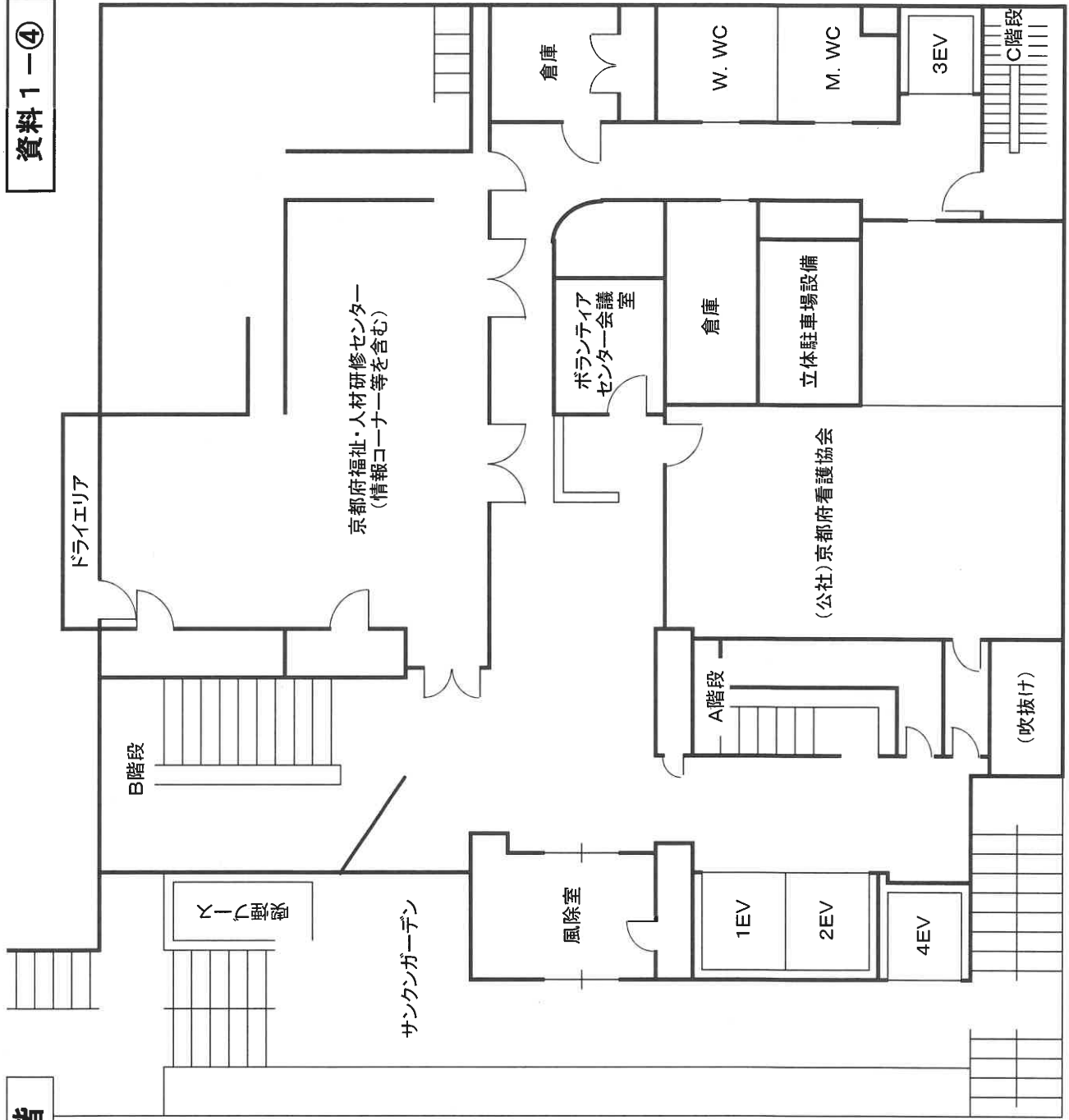
地下2階

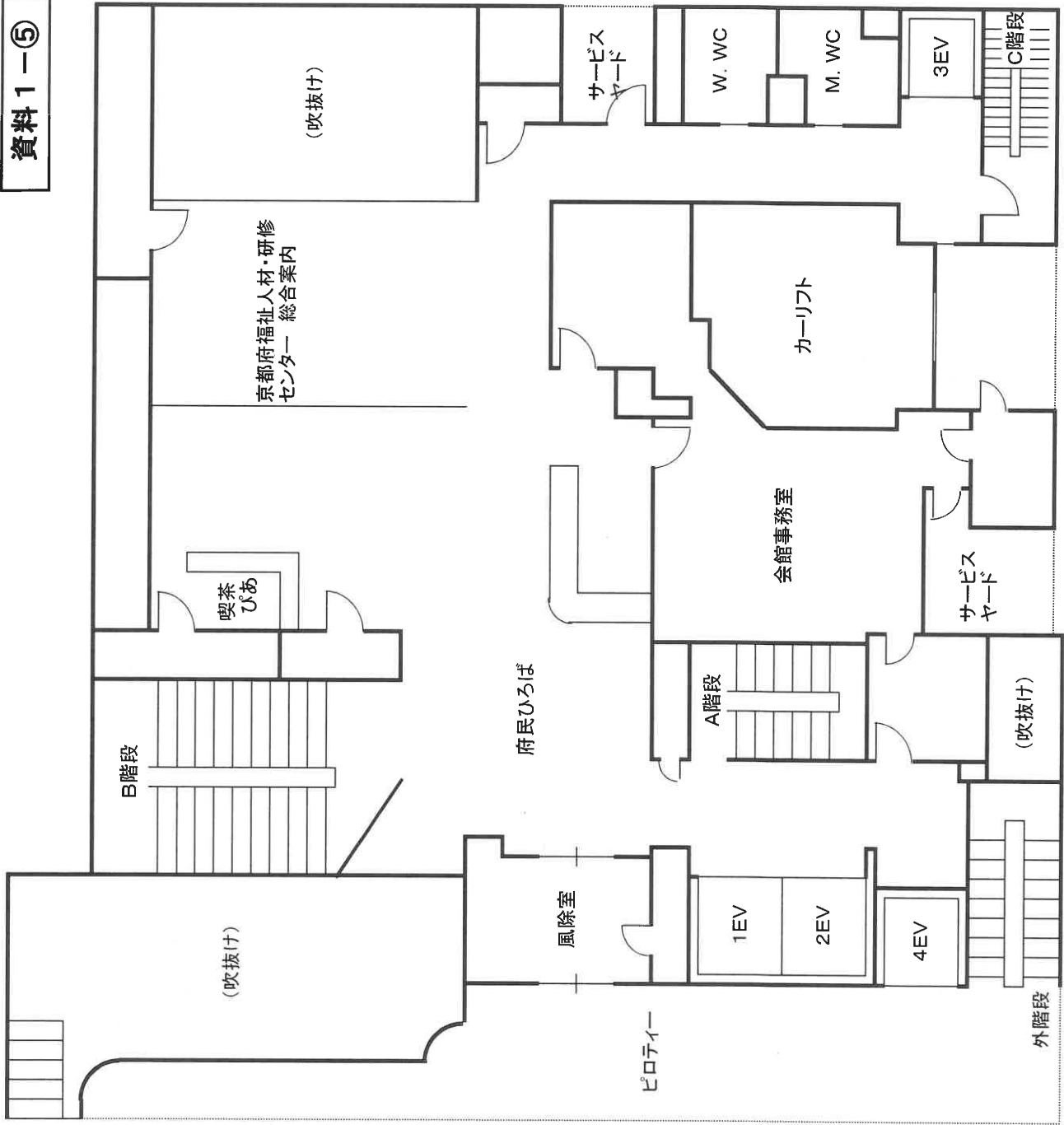
資料1-③

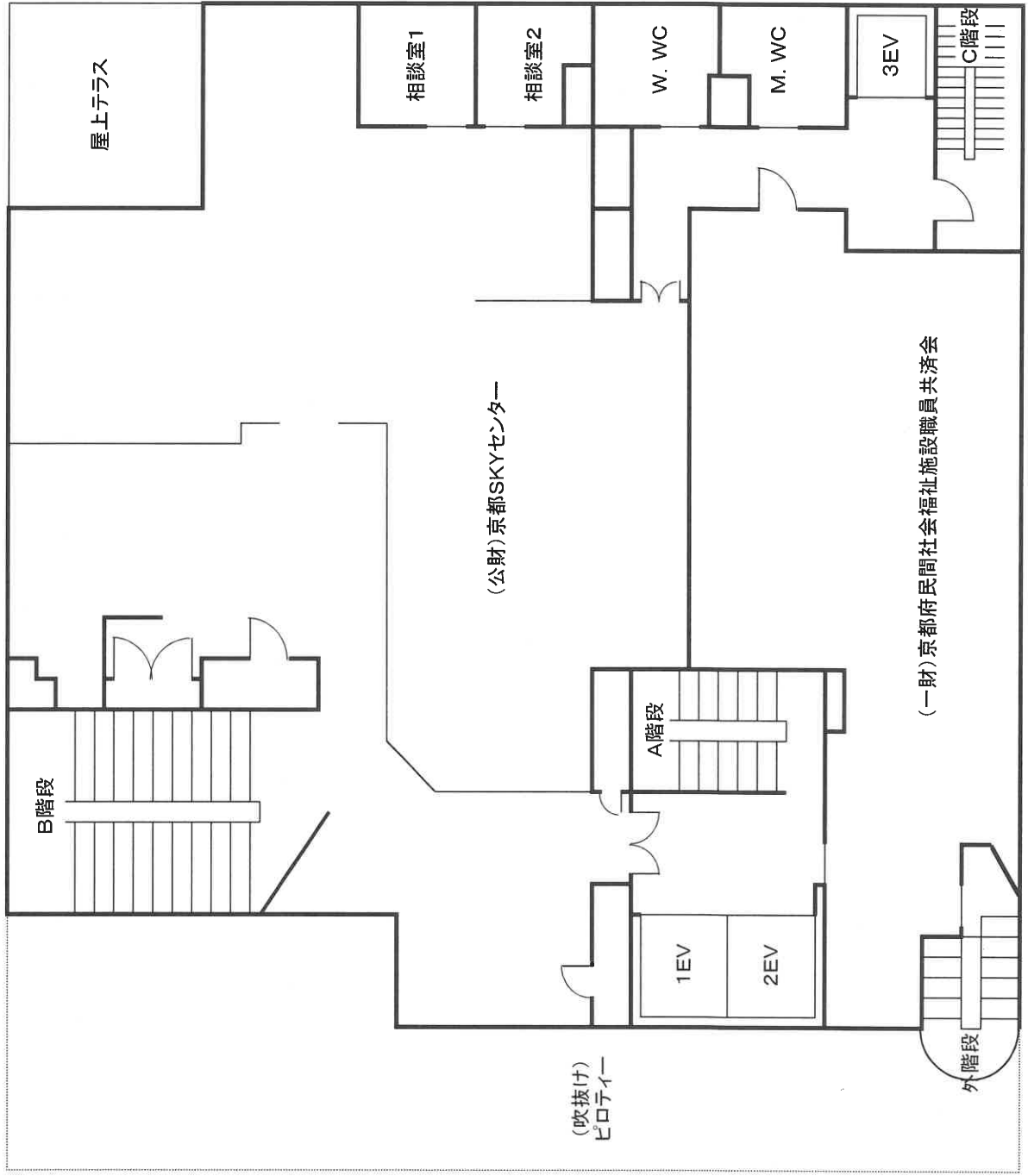


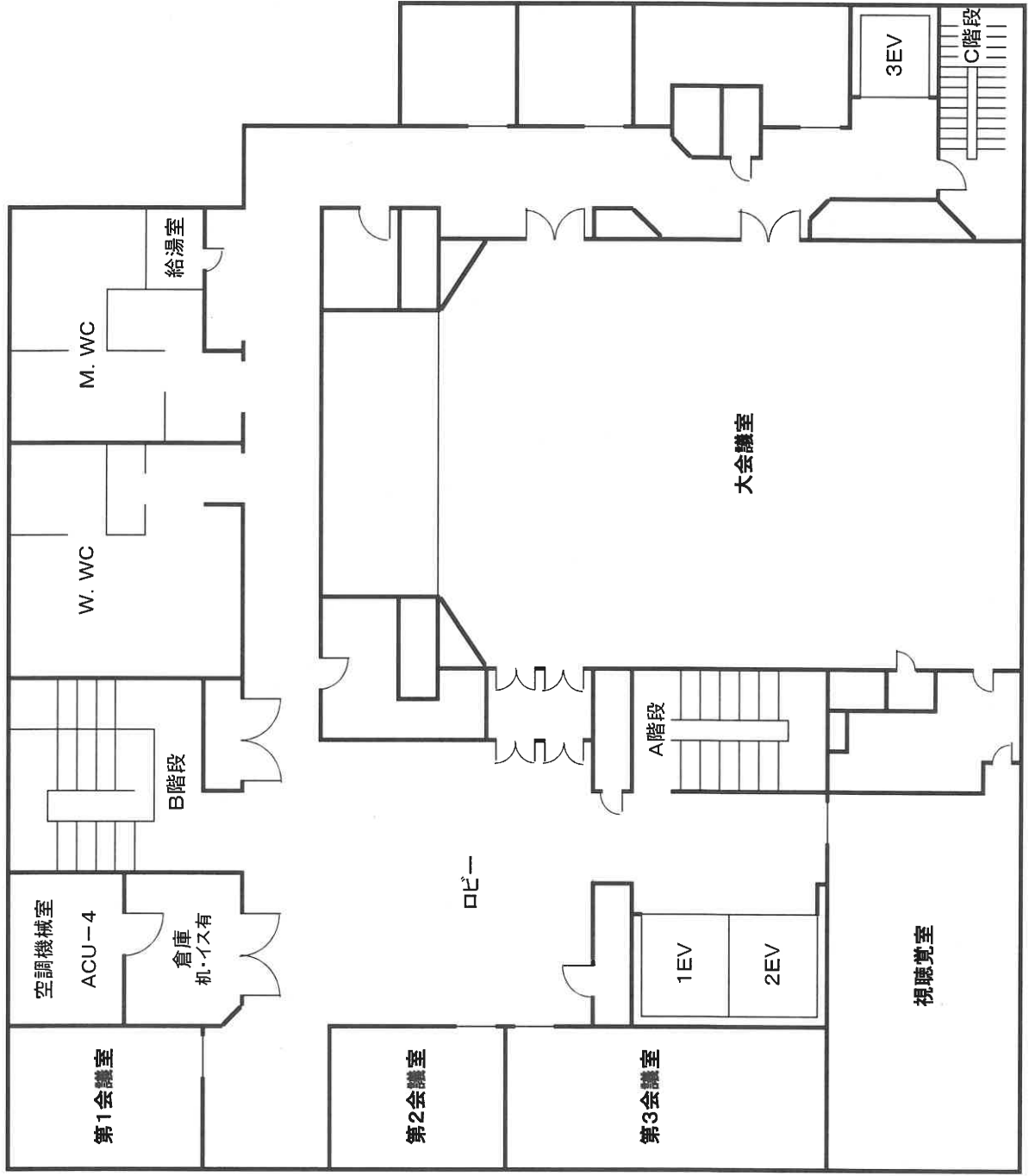
地下1階

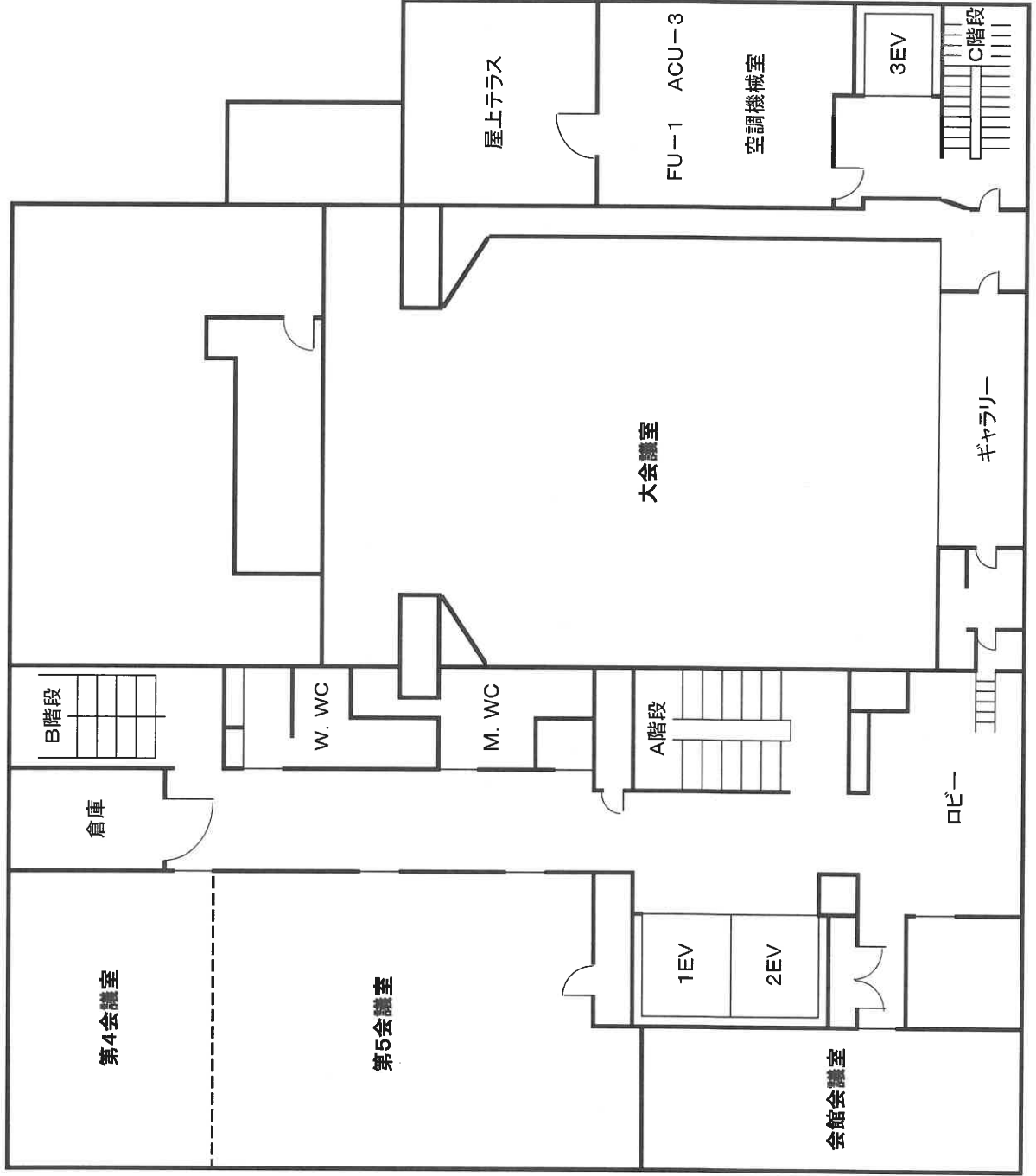
資料1-④

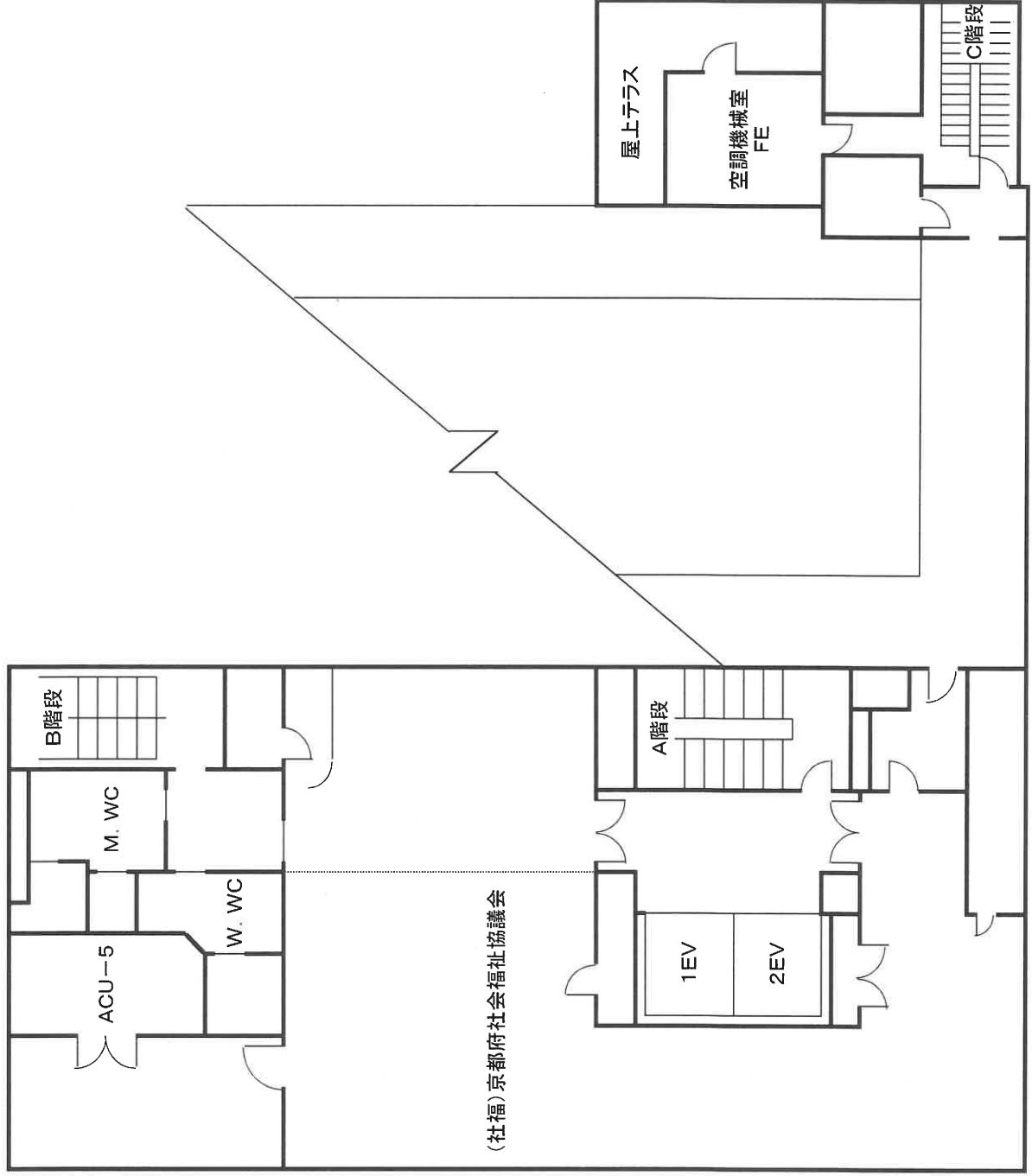


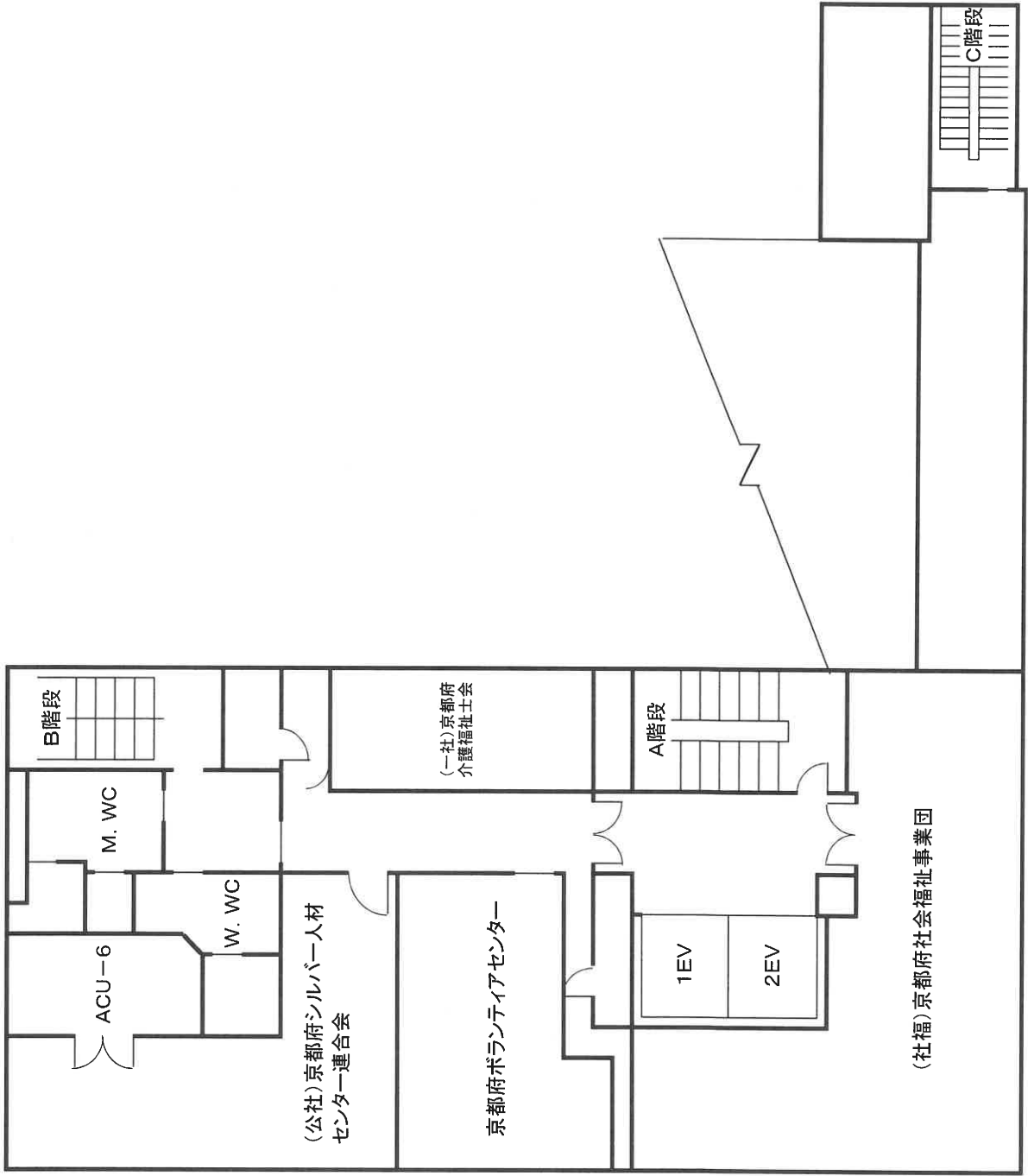


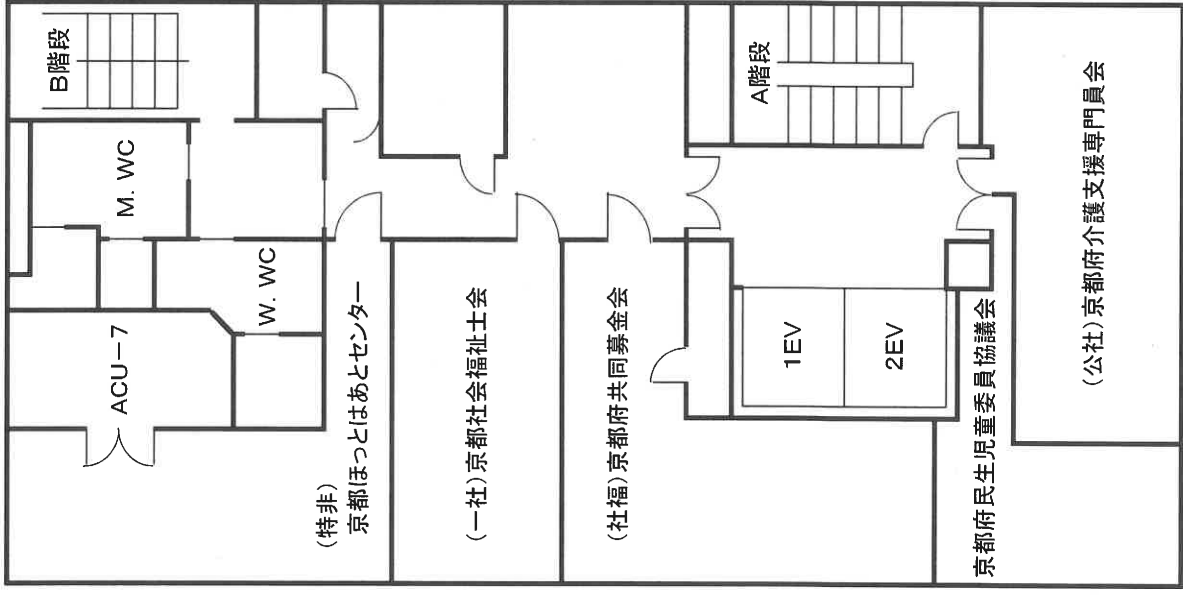


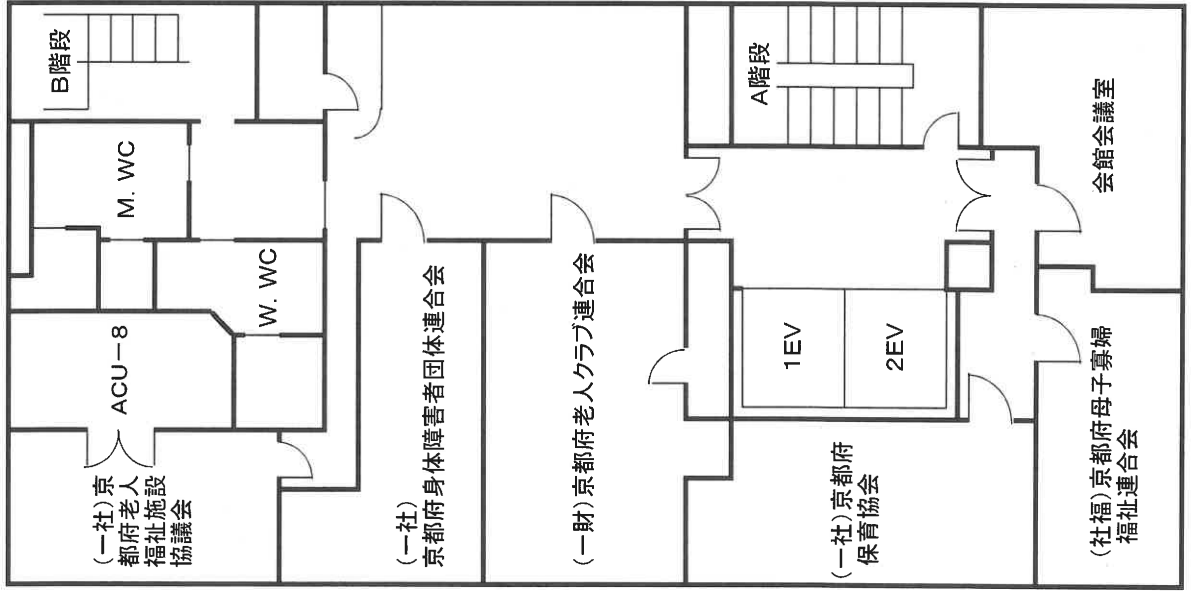












京都府立総合社会福祉会館の施設概要

【 構造 】 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階、地上8階

【 規模 】 敷地面積 1,323.12 m² 延床面積 7,907.06 m²

【施設の内容等】

階	目的（床面積）	内 容
8	団体活動拠点機能 (492.249m ²)	京都府母子寡婦福祉連合会、京都府保育協会、京都府老人クラブ連合会、 京都府身体障害者団体連合会、京都府老人福祉施設協議会 等
7	団体活動拠点機能 (492.249m ²)	京都社会福祉士会、京都府共同募金会、京都府介護支援専門員会、 京都府民生児童委員協議会、京都ほっとはあとセンター 等
6	団体活動拠点機能 (492.249m ²)	京都府介護福祉士会、京都府社会福祉事業団、 京都府シルバー人材センター連合会、ボランティアセンター 等
5	団体活動拠点機能 (622.835m ²)	京都府社会福祉協議会 等
4	研修・会議機能 (641.698m ²)	第4会議室、第5会議室、自動販売機コーナー 等
3	研修・会議機能 (1,020.074m ²)	大会議室、第1会議室、第2会議室、第3会議室、視聴覚室、 自動販売機コーナー 等
2	情報・相談機能 (813.658m ²)	京都S K Yセンター、京都府民間社会福祉施設職員共済会 等
1	ふれあい交流機能 (681.367m ²)	総合案内、会館事務室、京都ほっとはあとセンター（喫茶コーナー）、 自動販売機コーナー 等
B 1	情報・相談機能 (1,019.322m ²)	京都府福祉人材・研修センター、ボランティアセンター会議室、 京都府看護協会（京都ナースセンター） 等
B 2 屋上	(1,631.359m ²)	駐車場、地下ピット、エレベーター機械室 等
合計	(7,907.06m ²)	

(参考)

①施設の用途別占有状況

延床面積	7,907 m ²	(100.0%)
貸会議室	631 m ²	(8.0%)
団体事務室関係	1,458 m ²	(18.4%)
倉庫	127 m ²	(1.6%)
駐車場	798 m ²	(10.1%)
その他(共用会議室、廊下、機械室、階段等)	4,893 m ²	(61.9%)

②使用開始年月日：平成7年4月

令和2年度ハートピア京都利用状況

種別	区分	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計			
		件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率
大会議室	午前	2	6.7%	2	6.5%	3	10.0%	8	25.8%	12	38.7%	14	46.7%	18	58.1%	13	43.3%	17	63.0%	23	85.2%	17	60.7%	14	45.2%	14	45.2%	143	40.1%
	午後	2	6.7%	3	9.7%	8	26.7%	11	35.5%	11	35.5%	18	60.0%	20	64.5%	19	63.3%	20	74.1%	19	70.4%	16	57.1%	21	67.7%	168	47.1%		
	夜間	1	3.3%	0	0.0%	4	13.3%	3	9.7%	1	3.2%	10	33.3%	4	12.9%	13	43.3%	12	44.4%	12	44.4%	5	17.9%	3	9.7%	68	19.0%		
	計	5	5.6%	5	5.4%	15	16.7%	22	23.7%	24	25.8%	42	46.7%	42	45.2%	45	50.0%	49	60.5%	54	66.7%	38	45.2%	38	40.9%	379	35.4%		
第1会議室	午前	6	20.0%	16	51.6%	21	70.0%	30	98.8%	31	100.0%	31	100.0%	30	100.0%	27	87.1%	19	63.3%	16	59.3%	15	53.6%	15	53.6%	23	74.2%	252	70.6%
	午後	8	26.7%	16	51.6%	28	93.3%	31	100.0%	31	100.0%	30	100.0%	30	100.0%	30	96.9%	25	83.3%	24	88.9%	20	71.4%	20	71.4%	28	90.3%	291	81.5%
	夜間	7	23.3%	15	48.4%	14	46.7%	27	87.1%	31	100.0%	30	100.0%	30	100.0%	23	74.2%	9	30.0%	8	29.6%	5	17.9%	14	45.2%	192	53.8%		
	計	21	23.3%	47	50.5%	63	70.0%	88	94.6%	93	100.0%	90	100.0%	90	100.0%	80	86.0%	53	58.9%	48	59.3%	40	47.6%	40	47.6%	65	69.9%	735	68.6%
第2会議室	午前	5	16.7%	5	16.1%	22	73.3%	20	64.5%	18	58.1%	17	56.7%	16	51.6%	16	53.3%	15	55.6%	16	59.3%	12	42.9%	12	42.9%	22	71.0%	184	51.5%
	午後	10	33.3%	11	35.5%	23	76.7%	26	83.9%	27	87.1%	24	80.0%	28	90.3%	28	90.3%	24	80.0%	21	77.8%	19	67.9%	19	67.9%	27	87.1%	261	73.1%
	夜間	5	16.7%	5	16.1%	7	23.3%	18	58.1%	15	48.4%	15	50.0%	14	45.2%	16	53.3%	12	44.4%	6	22.2%	5	17.9%	11	35.5%	129	36.1%		
	計	20	22.2%	21	22.6%	52	57.8%	64	88.8%	60	64.5%	60	64.5%	56	62.2%	58	62.4%	56	62.2%	48	59.3%	43	53.1%	36	42.9%	60	64.5%	574	53.6%
第3会議室	午前	3	10.0%	7	22.6%	15	50.0%	20	64.5%	17	54.8%	18	60.0%	18	60.0%	21	67.7%	16	53.3%	12	44.4%	19	70.4%	18	64.3%	21	67.7%	187	52.4%
	午後	10	33.3%	5	16.1%	26	86.7%	28	90.3%	23	74.2%	27	90.0%	24	77.4%	26	86.7%	26	86.7%	22	81.5%	23	85.2%	21	75.0%	21	67.7%	256	71.7%
	夜間	4	13.3%	6	19.4%	8	26.7%	10	32.3%	9	29.0%	9	30.0%	11	35.5%	11	35.5%	12	40.0%	7	25.9%	6	21.4%	11	35.5%	103	28.9%		
	計	17	18.9%	18	19.4%	49	54.4%	58	62.4%	49	52.7%	54	60.0%	54	60.0%	56	60.2%	54	60.0%	41	50.6%	52	64.2%	45	53.6%	53	57.0%	546	51.0%
第4会議室	午前	3	10.0%	3	9.7%	12	40.0%	15	48.4%	14	45.2%	14	45.2%	23	76.7%	21	67.7%	18	60.0%	17	63.0%	13	48.1%	17	60.7%	21	67.7%	177	49.6%
	午後	4	13.3%	3	9.7%	18	60.0%	25	80.6%	26	83.9%	26	86.7%	27	87.1%	27	87.1%	23	76.7%	25	92.6%	17	63.0%	19	67.9%	29	93.5%	242	67.8%
	夜間	2	6.7%	2	6.5%	11	36.7%	11	35.5%	7	22.6%	15	50.0%	13	41.9%	13	41.9%	15	50.0%	15	55.6%	7	25.9%	8	28.6%	8	25.8%	114	31.9%
	計	9	10.0%	8	8.6%	41	45.6%	51	54.8%	47	50.5%	64	71.1%	61	65.6%	61	65.6%	56	62.2%	57	70.4%	37	45.7%	44	52.4%	58	62.4%	533	49.8%
第5会議室	午前	4	13.3%	3	9.7%	12	40.0%	14	45.2%	18	58.1%	17	56.7%	18	58.1%	17	56.7%	17	56.7%	14	51.9%	8	29.6%	11	39.3%	20	64.5%	156	43.7%
	午後	7	23.3%	9	29.0%	12	40.0%	27	87.1%	24	77.4%	21	70.0%	27	87.1%	24	80.0%	24	80.0%	18	66.7%	18	66.7%	16	57.1%	24	77.4%	227	63.6%
	夜間	4	13.3%	1	3.2%	11	36.7%	10	32.3%	6	19.4%	9	30.0%	13	41.9%	13	41.9%	14	46.7%	11	40.7%	6	22.2%	7	25.0%	14	45.2%	106	29.7%
	計	15	16.7%	13	14.0%	35	38.9%	51	54.8%	48	51.6%	47	52.2%	47	52.2%	58	62.4%	55	61.1%	43	53.1%	32	39.5%	34	40.5%	58	62.4%	489	45.7%
視聴覚室	午前	1	3.3%	3	9.7%	10	33.3%	15	48.4%	14	45.2%	14	45.2%	12	40.0%	18	58.1%	16	53.3%	14	51.9%	9	32.1%	9	32.1%	18	58.1%	139	38.9%
	午後	2	6.7%	2	6.5%	17	56.7%	24	77.4%	18	58.1%	22	73.3%	28	90.3%	28	90.3%	25	83.3%	22	81.5%	14	51.9%	15	53.6%	27	87.1%	216	60.5%
	夜間	1	3.3%	1	3.2%	4	13.3%	5	16.1%	5	16.1%	5	16.7%	8	25.9%	8	25.9%	8	26.7%	6	22.2%	7	25.9%	1	3.6%	11	35.5%	62	17.4%
	計	4	4.4%	6	6.5%	31	34.4%	44	47.3%	37	39.8%	39	43.3%	39	43.3%	54	58.1%	49	54.4%	42	51.9%	30	37.0%	25	29.8%	56	60.2%	417	38.9%
計	午前	24	11.4%	39	18.0%	95	45.2%	122	56.2%	124	62.9%	131	62.4%	139	64.1%	115	54.8%	105	55.6%	106	56.1%	99	50.5%	99	50.5%	139	64.1%	1,238	49.8%
	午後	43	20.5%	49	22.6%	132	62.9%	172	79.3%	160	81.2%	168	80.0%	184	84.8%	166	79.0%	152	80.4%	132	69.8%	126	64.3%	177	81.6%	1,661	66.5%		
	夜間	24	11.4%	30	13.8%	59	28.1%	84	38.7%	74	37.6%	93	44.3%	86	39.6%	87	41.4%	71	37.6%	57	30.2%	37	18.9%	72	33.2%	774	31.0%		
	計	91	14.4%	118	18.1%	286	45.4%	378	58.1%	358	55.0%	392	62.2%	409	62.8%	368	58.4%	328	57.8%	295	52.0%	262	44.6%	388	59.6%	3,673	49.0%		

令和元年度ハートピア京都利用状況

種別	区分	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計		
		件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数
大会議室	午前	14	46.7%	16	51.6%	25	83.3%	17	54.8%	21	67.7%	20	66.7%	22	71.0%	19	63.3%	17	63.0%	20	74.1%	19	65.5%	0	0.0%	210	58.7%	
	午後	23	76.7%	21	67.7%	29	96.7%	24	77.4%	26	83.9%	23	76.7%	29	93.5%	29	96.7%	21	77.8%	23	85.2%	25	86.2%	5	16.1%	278	77.7%	
	夜間	9	30.0%	8	25.8%	14	46.7%	11	35.5%	14	45.2%	6	20.0%	9	29.0%	17	56.7%	12	44.4%	11	40.7%	14	48.3%	0	0.0%	125	34.9%	
	計	46	51.1%	45	48.4%	68	75.6%	52	55.5%	61	65.6%	49	54.4%	60	64.5%	65	72.2%	50	61.7%	54	66.7%	58	66.7%	5	5.4%	613	57.1%	
第1会議室	午前	16	53.3%	16	51.6%	19	63.3%	25	80.6%	31	100.0%	30	100.0%	29	93.5%	22	73.3%	15	55.6%	21	77.8%	21	72.4%	13	41.9%	258	72.1%	
	午後	30	100.0%	27	87.1%	26	86.7%	26	83.9%	31	100.0%	30	100.0%	31	100.0%	30	100.0%	22	81.5%	22	81.5%	27	93.1%	17	54.8%	319	89.1%	
	夜間	14	46.7%	14	45.2%	17	56.7%	24	77.4%	31	100.0%	30	100.0%	30	100.0%	28	90.3%	18	60.0%	12	44.4%	15	51.7%	13	41.9%	227	63.4%	
	計	60	66.7%	57	61.3%	62	68.9%	75	80.6%	93	100.0%	90	100.0%	89	94.6%	70	77.8%	48	59.3%	55	67.9%	63	72.4%	43	46.2%	804	74.9%	
38㎡	午前	25	83.3%	23	74.2%	26	86.7%	19	61.3%	4	12.9%	2	6.7%	30	96.8%	25	83.3%	19	70.4%	20	74.1%	26	89.7%	20	64.5%	239	66.8%	
	午後	27	90.0%	25	80.6%	29	96.7%	27	87.1%	12	38.7%	17	56.7%	31	100.0%	29	96.7%	25	92.6%	24	88.9%	26	89.7%	17	54.8%	289	80.7%	
	夜間	17	56.7%	16	51.6%	14	46.7%	15	48.4%	3	9.7%	4	13.3%	20	64.5%	17	56.7%	9	33.3%	11	40.7%	17	58.6%	10	32.3%	153	42.7%	
	計	69	76.7%	64	68.8%	69	76.7%	61	65.6%	19	20.4%	23	25.6%	81	87.1%	71	78.9%	53	65.4%	55	67.9%	69	79.3%	47	50.5%	681	63.4%	
第3会議室	午前	14	46.7%	16	51.6%	17	56.7%	22	71.0%	27	87.1%	26	86.7%	17	54.8%	21	70.0%	14	51.9%	15	55.6%	20	69.0%	9	29.0%	218	60.9%	
	午後	25	83.3%	22	71.0%	27	90.0%	29	93.5%	30	96.8%	29	96.7%	29	93.5%	30	100.0%	25	92.6%	25	92.6%	25	86.2%	11	35.5%	307	85.8%	
	夜間	14	46.7%	11	35.5%	11	36.7%	22	71.0%	20	64.5%	21	70.0%	17	54.8%	15	50.0%	12	44.4%	11	40.7%	18	62.1%	12	38.7%	184	51.4%	
	計	53	58.9%	49	52.7%	55	61.1%	73	78.5%	77	82.8%	76	84.4%	63	67.7%	66	73.3%	51	63.0%	51	63.0%	63	72.4%	32	34.4%	709	66.0%	
54㎡	午前	15	50.0%	18	58.1%	17	56.7%	16	51.6%	15	48.4%	25	83.3%	17	54.8%	16	53.3%	13	48.1%	16	59.3%	16	55.2%	9	29.0%	193	53.9%	
	午後	28	93.3%	23	74.2%	28	93.3%	28	90.3%	24	77.4%	30	100.0%	29	93.5%	30	100.0%	23	85.2%	21	77.8%	26	89.7%	13	41.9%	303	84.6%	
	夜間	15	50.0%	12	38.7%	16	53.3%	19	61.3%	12	38.7%	21	70.0%	15	48.4%	16	53.3%	8	29.6%	4	14.8%	10	34.5%	8	25.8%	156	43.6%	
	計	58	64.4%	53	57.0%	61	67.8%	63	67.7%	51	54.8%	76	84.4%	61	65.6%	62	68.9%	44	54.3%	41	50.6%	52	59.8%	30	32.3%	652	60.7%	
第5会議室	午前	18	60.0%	18	58.1%	22	73.3%	21	67.7%	14	45.2%	22	73.3%	21	67.7%	23	76.7%	13	48.1%	13	48.1%	23	79.3%	8	25.8%	216	60.3%	
	午後	23	76.7%	24	77.4%	27	90.0%	28	90.3%	25	80.6%	27	90.0%	27	87.1%	29	96.7%	21	77.8%	23	85.2%	26	89.7%	12	38.7%	292	81.6%	
	夜間	13	43.3%	7	22.6%	11	36.7%	14	45.2%	11	35.5%	12	40.0%	7	22.6%	13	43.3%	9	33.3%	6	22.2%	17	58.6%	4	12.9%	124	34.6%	
	計	54	60.0%	49	52.7%	60	66.7%	63	67.7%	50	53.8%	61	67.8%	55	59.1%	65	72.2%	43	53.1%	42	51.9%	66	75.9%	24	25.8%	632	58.8%	
114㎡	午前	15	50.0%	15	48.4%	21	70.0%	19	61.3%	17	54.8%	17	56.7%	20	64.5%	19	63.3%	14	51.9%	9	33.3%	16	55.2%	3	9.7%	185	51.7%	
	午後	24	80.0%	23	74.2%	30	100.0%	31	100.0%	28	90.3%	28	93.3%	31	100.0%	28	93.3%	24	88.9%	22	81.5%	25	86.2%	12	38.7%	306	85.5%	
	夜間	7	23.3%	5	16.1%	11	36.7%	16	51.6%	16	51.6%	11	36.7%	11	35.5%	13	43.3%	5	18.5%	12	44.4%	18	62.1%	5	16.1%	130	36.3%	
	計	46	51.1%	43	46.2%	62	68.9%	66	71.0%	61	65.6%	66	71.0%	62	66.7%	60	66.7%	43	53.1%	43	53.1%	43	53.1%	59	67.8%	20	21.5%	621
75㎡	午前	117	55.7%	122	56.2%	147	70.0%	139	64.1%	129	65.5%	142	67.6%	156	71.9%	145	69.0%	105	55.6%	114	60.3%	141	69.5%	62	28.6%	1,519	60.6%	
	午後	180	85.7%	165	76.0%	196	93.3%	193	88.9%	176	89.3%	184	87.6%	207	95.4%	205	97.6%	161	85.2%	160	84.7%	180	88.7%	87	40.1%	2,094	83.6%	
	夜間	89	42.4%	73	33.6%	94	44.9%	121	55.8%	107	54.3%	105	50.0%	107	49.3%	109	51.9%	66	34.9%	67	35.4%	109	53.7%	52	24.0%	1,099	43.9%	
	計	386	61.3%	360	55.3%	437	69.4%	453	69.6%	412	63.3%	431	68.4%	470	72.2%	459	72.9%	332	58.6%	341	60.1%	430	70.6%	201	30.9%	4,712	62.7%	

平成30年度ハートピア京都利用状況

資料3-③

種別	区分	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計			
		件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率
大会議室	午前	14	46.7%	13	41.9%	26	86.7%	26	83.9%	18	58.1%	16	53.3%	20	64.5%	24	80.0%	19	70.4%	19	70.4%	26	92.9%	21	67.7%	21	67.7%	242	67.8%
	午後	20	66.7%	18	58.1%	30	100.0%	28	90.3%	26	83.9%	26	86.7%	27	87.1%	29	96.7%	21	77.8%	21	77.8%	27	96.4%	29	93.5%	302	84.6%		
	夜間	6	20.0%	7	22.6%	16	53.3%	18	58.1%	18	58.1%	11	36.7%	15	48.4%	19	63.3%	15	55.6%	17	63.0%	21	75.0%	14	45.2%	177	49.6%		
	計	40	44.4%	38	40.9%	72	80.0%	72	77.4%	62	66.7%	53	58.9%	62	66.7%	72	80.0%	55	67.9%	57	70.4%	74	88.1%	64	68.8%	721	67.3%		
第1会議室	午前	22	73.3%	16	51.6%	17	56.7%	24	77.4%	31	100.0%	31	100.0%	30	100.0%	23	74.2%	24	80.0%	17	63.0%	22	78.6%	22	71.0%	266	74.5%		
	午後	27	90.0%	27	87.1%	28	93.3%	31	100.0%	31	100.0%	30	100.0%	31	100.0%	28	93.3%	28	85.2%	23	85.2%	27	96.4%	31	100.0%	338	94.7%		
	夜間	15	50.0%	16	51.6%	15	50.0%	25	80.6%	31	100.0%	31	100.0%	30	100.0%	25	80.6%	18	60.0%	12	44.4%	18	64.3%	16	51.6%	237	66.4%		
	計	64	71.1%	59	63.4%	60	66.7%	80	86.0%	93	100.0%	93	100.0%	90	100.0%	79	84.9%	70	77.8%	52	64.2%	67	79.8%	69	74.2%	841	78.5%		
第2会議室	午前	25	83.3%	27	87.1%	23	76.7%	26	83.9%	24	77.4%	27	90.0%	26	83.9%	26	83.9%	23	76.7%	22	81.5%	27	96.4%	25	80.6%	25	80.6%	300	84.0%
	午後	27	90.0%	26	83.9%	29	96.7%	29	93.5%	26	83.9%	28	93.3%	30	96.8%	29	96.7%	24	88.9%	24	88.9%	28	100.0%	30	96.8%	331	92.7%		
	夜間	21	70.0%	19	61.3%	21	70.0%	24	77.4%	21	67.7%	23	76.7%	23	74.2%	21	70.0%	11	40.7%	11	40.7%	22	78.6%	20	64.5%	244	68.3%		
	計	73	81.1%	72	77.4%	73	81.1%	79	84.9%	71	76.3%	78	86.7%	79	84.9%	79	84.9%	73	81.1%	57	70.4%	68	84.0%	77	91.7%	75	80.6%	875	81.7%
第3会議室	午前	12	40.0%	15	48.4%	21	70.0%	17	54.8%	8	25.8%	17	56.7%	22	71.0%	19	63.3%	14	51.9%	14	51.9%	21	75.0%	20	64.5%	199	55.7%		
	午後	27	90.0%	26	83.9%	29	96.7%	31	100.0%	21	67.7%	26	86.7%	29	93.5%	27	90.0%	25	92.6%	25	92.6%	28	100.0%	27	87.1%	318	89.1%		
	夜間	16	53.3%	18	58.1%	10	33.3%	19	61.3%	10	32.3%	16	53.3%	16	51.6%	15	50.0%	9	33.3%	12	44.4%	14	50.0%	13	41.9%	168	47.1%		
	計	55	61.1%	59	63.4%	60	66.7%	67	72.0%	39	41.9%	59	65.6%	67	72.0%	61	67.8%	48	59.3%	48	59.3%	47	58.0%	63	75.0%	60	64.5%	685	64.0%
第4会議室	午前	13	43.3%	10	32.3%	22	73.3%	16	51.6%	15	48.4%	13	43.3%	17	54.8%	13	43.3%	16	59.3%	16	59.3%	9	33.3%	19	67.9%	20	64.5%	183	51.3%
	午後	28	93.3%	24	77.4%	30	100.0%	30	96.8%	28	90.3%	25	83.3%	30	96.8%	28	93.3%	26	96.3%	26	96.3%	24	88.9%	28	100.0%	28	90.3%	329	92.2%
	夜間	16	53.3%	13	41.9%	15	50.0%	18	58.1%	17	54.8%	20	66.7%	16	51.6%	16	53.3%	12	44.4%	12	44.4%	13	48.1%	11	39.3%	15	48.4%	182	51.0%
	計	57	63.3%	47	50.5%	67	74.4%	64	68.8%	60	64.5%	58	64.4%	63	67.7%	63	67.7%	57	63.3%	54	66.7%	46	56.8%	58	69.0%	63	67.7%	694	64.8%
第5会議室	午前	15	50.0%	15	48.4%	19	63.3%	16	51.6%	14	45.2%	15	50.0%	21	67.7%	17	56.7%	22	81.5%	22	81.5%	13	48.1%	18	64.3%	16	51.6%	201	56.3%
	午後	24	80.0%	23	74.2%	29	96.7%	30	96.8%	23	74.2%	25	83.3%	28	90.3%	28	93.3%	26	96.3%	26	96.3%	24	88.9%	27	96.4%	25	80.6%	312	87.4%
	夜間	11	36.7%	10	32.3%	11	36.7%	12	38.7%	12	38.7%	15	50.0%	15	50.0%	11	35.5%	7	25.9%	7	25.9%	10	37.0%	13	46.4%	11	35.5%	131	36.7%
	計	50	55.6%	48	51.6%	59	65.6%	58	62.4%	49	52.7%	55	61.1%	60	64.5%	53	58.9%	55	67.9%	55	67.9%	47	58.0%	58	69.0%	52	55.9%	644	60.1%
視聴覚室	午前	15	50.0%	15	48.4%	11	36.7%	15	48.4%	15	48.4%	16	53.3%	17	54.8%	19	63.3%	10	37.0%	10	37.0%	8	29.6%	17	60.7%	19	61.3%	177	49.6%
	午後	27	90.0%	23	74.2%	25	83.3%	29	93.5%	24	77.4%	26	86.7%	28	90.3%	28	93.3%	26	96.3%	26	96.3%	21	77.8%	26	92.9%	27	87.1%	310	86.8%
	夜間	9	30.0%	11	35.5%	10	33.3%	14	45.2%	16	51.6%	12	40.0%	13	41.9%	12	40.0%	9	33.3%	9	33.3%	11	40.7%	18	64.3%	13	41.9%	148	41.5%
	計	51	56.7%	49	52.7%	46	51.1%	58	62.4%	55	59.1%	54	60.0%	58	62.4%	59	65.6%	45	55.6%	45	55.6%	40	49.4%	61	72.6%	59	63.4%	635	59.3%
計	午前	116	55.2%	111	51.2%	139	66.2%	140	64.5%	125	63.5%	134	63.8%	146	67.3%	139	66.2%	120	63.5%	120	63.5%	105	55.6%	150	76.5%	143	65.9%	1,568	62.7%
	午後	180	85.7%	167	77.0%	200	95.2%	208	95.9%	179	90.9%	186	88.6%	203	93.5%	197	93.8%	171	90.5%	171	90.5%	161	85.2%	191	97.4%	197	90.8%	2,240	89.6%
	夜間	94	44.8%	94	43.3%	98	46.7%	130	59.9%	125	63.5%	127	60.5%	119	54.8%	109	51.9%	75	39.7%	75	39.7%	97	51.3%	117	59.7%	102	47.0%	1,287	51.5%
	計	390	61.9%	372	57.1%	437	69.4%	478	73.4%	429	65.9%	447	71.0%	468	71.9%	445	70.6%	366	64.6%	366	64.6%	363	64.0%	458	77.9%	442	67.9%	5,095	68.0%

京都府立総合社会福祉会館 修繕実績

令和2年度

修繕内容	金額
ピット内雨水排水ポンプ取替工事	277,200
プログラムチャイム取替修繕	250,800
2階女子身障者トイレ自動扉修繕	43,813
AED使い捨てパッド取替修繕	7,480
3階、7階トイレ詰まり修繕	110,000
RR-1冷暖房切替に伴うバルブ開閉作業	16,500
RR-1部品取替・保温材補修工事	119,350
ヒヤリングループ修繕	27,500
監視カメラ設備取替修繕(カメラ駆動ユニット他)	187,000
共用自転車タイヤ・チューブ取替修繕	4,500
1階・6階車椅子対応トイレ自動ドア装置修繕	91,596
ワイヤレスマイク受信機・チューナー取替(2台4F会館会議室、第5会議室)	198,000
B階段監視カメラ更新(5台)	258,500
空調配管バルブ調査・切替作業	48,400
大会議室移動席故障に伴う会場設営代金	7,700
大会議室移動席故障に伴う修繕作業	209,220
RR-1冷暖房切替に伴うバルブ開閉作業	16,500
2階排煙オペレーターメンテナンス工事	374,000
大会議室移動席故障に伴う会場設営代金	15,400
館内蛍光灯LED照明取替工事	187,000
大会議室移動席故障に伴う会場設営代金	15,400
AEDバッテリーパック交換	19,690
1階会館事務室フロアコンセント修繕	20,900
大会議室移動席故障に伴う会場設営代金	38,500
B1F京都看護協会LEDランプ取替	41,800
大会議室移動席故障に伴う会場設営代金	61,600
大会議室移動席故障に伴う会場設営代金	46,200
合計	2,694,549

令和元年度

修繕内容	金額
防犯カメラ用モニター取替	127,600
防犯カメラ用録画機・中央監視室モニタースイッチャー取替	221,100
4号エレベーター油圧バルブ取替修繕	126,360
スクリュウヒートポンプチラー整備作業(1期工事)	508,140
スクリュウヒートポンプチラー整備作業(2期工事)	508,140
大会議室無停電電源装置用バッテリー取替	63,720
2階LED誘導灯不具合調査	19,440
空調機ACU-1ペアリング用グリスニップル交換	7,560
第1会議室冷風除湿機取付	31,800
第1会議室空調補完氷代	18,720
第1会議室スポットクーラー設置(2台)	205,200
4階会館・第2会議室スポットクーラー設置(3台)、冷風機(1台)	373,680
スポットクーラー・冷風機用延長コード	4,410
中央監視装置プリンター用ドラムカートリッジ交換	27,515
機械式駐車場昇降リフトカウンターウエイガイドシュー取替	194,700
PAC-3・4・6・8エアコン点検調査	20,520
中央監視装置プリンター修繕	27,000
1階男子トイレ自動ドア装置故障調査	22,000
RR-1冷暖切り替えに伴うバルブ開閉作業	16,500
空調故障に伴う石油ファンヒーターレンタル(4台)	110,000
空調故障に伴う灯油代(100ℓ)	11,000
空調故障に伴う灯油代(60ℓ)	6,798
空調故障に伴う灯油代(73ℓ)	8,432
AED使い捨てパッド取替	7,480
AEDリンケージ延長プラン	8,250
チラー熱交換器(RR-1)漏水修繕	131,340
空調故障に伴う灯油代(60ℓ)	6,930
B/NET照明制御改修工事	881,870
会議室机(6台)・椅子(25台)	599,500
消火器取替(24本)	157,300
3階・4階身障者女子トイレ排水詰り修繕	97,900
視聴覚室電動スクリーン手動式取替修繕	94,600
合計	4,645,505

施設管理に関する外部委託業務の内容・実績

(単位:円)

契約業務内容	令和2年度	令和元年度	備 考
総合管理業務	31,449,220	31,163,318	機器設備保守管理等、その他機械設備点検業務含む
保安警備・駐車場整理業務	17,424,000	17,265,600	
廃棄物収集運搬・処分業務	660,000	654,000	
清掃業務	5,412,000	5,362,800	地下2階～地上3階部分
	8,480,819	8,241,709	地上4階～地上8階分 総合社会福祉会館就労支援事業分
小 計	13,892,819	13,604,509	
合 計	63,426,039	62,687,427	

行政財産目的外使用許可一覧（令和3年度）

団 体 名	申請場所	面 積	使用目的
京 都 府 母 子 寡 婦 福 祉 連 合 会	8階部分	32.45㎡	団 体 事 務 室
	4階部分	0.71㎡	自動販売機の設置
	3階部分	0.71㎡	自動販売機の設置
	3階部分	0.84㎡	自動販売機の設置
	1階部分	0.84㎡	自動販売機の設置
京 都 府 保 育 協 会	8階部分	48.83㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	8階部分	46.12㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 老 人 福 祉 施 設 協 議 会	8階部分	42.07㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 身 体 障 害 者 団 体 連 合 会	8階部分	41.98㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 共 同 募 金 会	7階部分	58.19㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 介 護 支 援 専 門 員 会	7階部分	57.58㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 民 生 児 童 委 員 協 議 会	7階部分	46.62㎡	団 体 事 務 室
京 都 ほ っ と は あ と セ ン タ ー	7階部分	44.55㎡	団 体 事 務 室
	1階部分	8.55㎡	喫 茶 コ ー ナ ー
京 都 社 会 福 祉 士 会	7階部分	43.35㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 社 会 福 祉 事 業 団	6階部分	129.44㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー 連 合 会	6階部分	71.71㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 介 護 福 祉 士 会	6階部分	30.75㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 社 会 福 祉 協 議 会	5階部分	251.77㎡	団 体 事 務 室
	地下1階部分	79.26㎡	団 体 事 務 室
京 都 市 身 体 障 害 児 者 父 母 の 会 連 合 会	3階部分	0.95㎡	自動販売機の設置
京 都 S K Y セ ン タ ー	2階部分	197.09㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 民 間 社 会 福 祉 施 設 職 員 共 済 会	2階部分	163.85㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 看 護 協 会	地下1階部分	72.80㎡	団 体 事 務 室

現行料金設定及び過去3カ年の収入実績

年 度	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	使用料収入(※)		使用料収入(※)		使用料収入(※)	
	件数	実績(千円)	件数	実績(千円)	件数	実績(千円)
大会議室	379	/	613	/	721	/
第1会議室	735		804		841	
第2会議室	574		681		875	
第3会議室	546		709		685	
視聴覚室	417		621		635	
第4会議室	533		652		694	
第5会議室	489		632		644	
合 計	3,673		26,207		4,712	
年間開館日数	357日		358日		357日	

※会議室使用料及び付属設備使用料を含む使用料

〈現行使用料〉

(1)会議室(京都府立総合社会福祉会館条例第6条)

(単位:円)

会議室名	面積	定員	午前(9:00~12:00)	午後(13:00~17:00)	夜間(18:00~21:00)
大会議室	252㎡	130-200人	22,230	26,010	29,680
第1会議室	38㎡	約19人	3,360	3,870	4,480
第2会議室	36㎡	約13人	3,160	3,670	4,280
第3会議室	54㎡	約26人	4,790	5,610	6,320
第4会議室	62㎡	約31人	5,500	6,420	7,340
第5会議室	114㎡	約55人	10,090	11,730	13,460
視聴覚室	75㎡	約36人	6,630	7,750	8,870

(2)附属設備(同条例施行規則第4条)

(単位:円)

(3)減免規定(同条例第7条・同条例施行規則第7条)

区分	品名	単位	使用料
音響設備	拡声装置	1チャンネル	1,630
	マイクロホン	1個	1,320
	テープレコーダー	1台	1,120
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,630
映写設備	ビデオプロジェクター	1台	4,180
	16ミリ映写機	1台	4,280
	オーバーヘッドプロジェクターA	1台	4,180
	オーバーヘッドプロジェクターB	1台	590
照明設備	スライド映写機	1台	2,140
	ホリゾンライト	1列	1,930
	ローアホリゾンライト	1列	1,930
	サスペンションライト	1列	1,930
	スポットライト	1台	270
	ピンスポットライト	1台	2,440

1 満65歳以上の者を対象とする高齢者の福祉の増進を図るための実習、講習会その他これらに類する催しに使用する場合
10分の5

2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳を所持する者(以下「障害者」という。)を対象とする障害者の福祉の増進を図るための実習、講習会その他これらに類する催しに使用する場合
10分の5

3 その他知事が特に必要と認める場合
10分の3

総合社会福祉会館指定管理業務(物件費・人件費の詳細)

(収入の部)

(円)

項目		令和2年度	令和元年度	平成30年度
収入項目	府指定管理料	76,951,000	84,045,300	78,232,000
	利用料金収入	26,207,086	36,242,410	41,019,520
	その他収入	16,561,000	0	0
	収入合計(A)	119,719,086	120,287,710	119,251,520

(支出の部)

(円)

項目		令和2年度	令和元年度	平成30年度
人件費	給料等	14,380,000	14,366,190	14,149,513
	手当	812,000	910,935	897,186
	法定福利費	2,079,000	2,024,351	1,964,235
	計	17,271,000	17,301,476	17,010,934
物件費	消耗品費	1,075,010	1,417,682	890,645
	光熱水費	19,269,816	19,917,818	22,484,103
	燃料費	0	0	0
	修繕費	8,213,000	15,051,505	9,956,946
	通信運搬費	793,186	938,403	1,017,336
	広告料	434,000	434,000	430,000
	保険料	664,000	664,000	657,000
	手数料	17,749	64,459	10,152
	委託料	63,426,039	62,704,419	62,064,360
	使用料及び賃貸料	0	445,650	447,000
	その他経費	1,030,850	1,091,615	1,222,330
	ホームページ作成費	0	0	0
	ホームページ維持費	8,800	6,974	0
	町内会費	242,000	242,000	240,000
	移動交通費	0	0	0
	備品修繕費	563,626	237,866	261,468
	一般管理費	3,023,778	3,428,668	3,996,520
計	98,761,854	106,645,059	103,677,860	
支出合計(B)		116,032,854	123,946,535	120,688,794
収支差額(A) - (B)		3,686,232	-3,658,825	-1,437,274

○京都府立総合社会福祉会館条例

(設置)

第 1 条 府民の社会福祉活動の場を提供し、府民の誰もが安心して快適に生活することのできる豊かな福祉社会の実現に資するため、京都府立総合社会福祉会館（以下「会館」という。）を京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地に設置する。

(利用者の責務)

第 2 条 会館の利用者は、会館内の秩序を尊重し、この条例、この条例に基づく規則その他管理者の指示に従わなければならない。

(指定管理者による管理)

第 3 条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

- (1) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 次条第1項の使用の承認に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために必要な業務

2 知事は、前項各号に掲げる業務の執行に要する費用として、予算の範囲内において定める額を指定管理者に対して支払うものとする。

(使用の承認)

第 4 条 会館の会議室又は附属設備を使用しようとする者は、指定管理者（使用の承認の業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条及び次条において同じ。）の承認（以下「使用の承認」という。）を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、使用を不相当と認めるときは、使用の承認をしないことができる。
- 3 指定管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。

(承認の取消し等)

第 5 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が第2条の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が、使用の承認の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けた事実が明らかとなったとき。

(4) その他会館の管理上やむを得ない理由があると認めるとき。

(利用料金等)

第6条 使用者は、指定管理者にその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、使用の承認を受けると同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

5 使用者は、知事が使用の承認を行うときは、第1項の規定にかかわらず、利用料金の額と同額の使用料を府に納付しなければならない。この場合において、使用料の納付時期、還付及び減免については、利用料金の例によるものとする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(開館時間等)

第8条 会館の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第2条の規定に違反し、管理者の指示に従わない者

(2) 第4条第1項の規定に違反して使用した者

2 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施

行する。

(平成7年規則第9号で平成7年4月1日から施行)

附 則 (平成17年条例第30号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年9月1日までの間において規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第44号で平成18年6月1日から施行)

(経過措置)

- 2 前項の規則で定める日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の各条例の規定に基づきなされた使用の承認、使用の承認の申請その他の行為については、この条例による改正後の各条例の相当規定に基づきなされた使用の承認、使用の承認の申請その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 4 この条例による改正後の各条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、施行日前においても、当該規定の例により行うことができる。

附 則 (令和元年条例第20号)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立総合社会福祉会館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

別表 (第6条関係)

使用区分		午前の部	午後の部	夜の部
		午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時まで
会議室	大会議室	円 22,230	円 26,010	円 29,680
	第1会議室	3,360	3,870	4,480
	第2会議室	3,160	3,670	4,280
	第3会議室	4,790	5,610	6,320

	第4会議室	5,500	6,420	7,340
	第5会議室	10,090	11,730	13,460
	視聴覚室	6,630	7,750	8,870
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を超えない範囲内において規則で定める額			

備考 使用時間区分中の2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額及び使用時間を超過して使用する場合の超過使用に係る利用料金の上限の額は、この表に定める額を基準として規則で定める。

○京都府立総合社会福祉会館条例施行規則

(開館時間等)

第 1 条 京都府立総合社会福祉会館条例(平成 7 年京都府条例第 7 号。以下「条例」という。)

第 8 条に規定する京都府立総合社会福祉会館(以下「会館」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 条例第 8 条に規定する会館の休館日は、1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日までとする。

3 条例第 3 条第 1 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に、前 2 項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

4 指定管理者は、前項の規定により開館時間又は休館日を変更しようとするときは、事前に、その旨を掲示しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

5 知事は、指定管理者が条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務を行うことができない場合であって、会館の管理のため必要があると認めるときは、第 1 項又は第 2 項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(使用の不承認)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項に規定する使用を不相当と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 会館の会議室又は附属設備(以下「会議室等」という。)をき損するおそれがあると認めるとき。

(3) 会館の管理上支障があると認めるとき。

(使用時間の延長)

第 3 条 会館の会議室等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、やむを得ない理由により使用の承認に係る時間を超えて使用する必要があるときは、事前に指定管理者の承認を受けなければならない。

(附属設備の利用料金)

第 4 条 条例別表に規定する附属設備の利用料金の上限の額は、別表第 1 のとおりとする。

(条例別表備考の利用料金)

第5条 条例別表の備考に規定する利用料金の上限の額は、別表第2のとおりとする。

(利用料金の還付)

第6条 条例第6条第4項ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその還付する割合は、次のとおりとする。

- (1) 公用又は管理上の都合により使用の承認を取り消したとき 10分の10以内
- (2) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったとき 10分の8以内
- (3) 使用の日の7日前までに使用の承認の取消しを申し出て、相当の理由があると認められたとき 10分の5以内

(利用料金の減免)

第7条 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合及びその免除する割合は、次のとおりとする。

- (1) 満65歳以上の者を対象とする高齢者の福祉の増進を図るための実習、講習会その他これらに類する催しに使用する場 10分の5
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳を所持する者（以下「障害者」という。）を対象とする障害者の福祉の増進を図るための実習、講習会その他これらに類する催しに使用する場 10分の5
- (3) その他知事が特に必要と認める場合 10分の3

(遵守事項等)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は使用の承認を受けた会議室等を転貸してはならない。

2 会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号から第4号までに掲げる行為について事前に管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
- (2) 火気の使用その他会館の会議室等に危険を及ぼすおそれのある行為
- (3) 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (4) その他管理者が会館の管理上必要と認めて禁止する行為

3 管理者は、会館の管理上必要と認める場合又は会館の秩序を維持するため必要と認める場合は、前項の規定に違反する者に対し、退館を命じることができる。

(その他)

第9条 条例及びこの規則に定めるもののほか、会館の管理について必要な事項は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則 (平成8年規則第27号)

この規則は、平成8年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第46号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第22号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

附属設備の利用料金の上限の額

区分	品名	単位	利用料金の上 限の額	摘要
音響設 備	拡声装置	1 チャン ネル	円 1,630	
	マイクロホン	1 個	1,320	
	テープレコーダー	1 台	1,120	
	コンパクトディスクプレーヤー	1 台	1,630	
映写設 備	ビデオプロジェクター	1 台	4,180	
	16ミリ映写機	1 台	4,280	
	オーバーヘッドプロジェクター A	1 台	4,180	スクリーンを含む。
	オーバーヘッドプロジェクター B	1 台	590	スクリーンを含む。
	スライド映写機	1 台	2,140	
照明設	水平トライト	1 列	1,930	

備				
	ローアークライト	1列	1,930	
	サスペンションライト	1列	1,930	
	スポットライト	1台	270	
	ピンスポットライト	1台	2,440	

備考

- 1 この表に定める利用料金の上限の額は、1使用時間区分の額とする。
- 2 承認を受けた使用時間区分を超過して使用する場合は、利用料金の上限の額は、使用時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。）につき、この表の各品名の利用料金の額に3分の1を乗じて得た額とする。
- 3 この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだことにより特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。
- 4 2又は3により算出した利用料金の額に10円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる。

別表第2（第5条関係）

条例別表備考に規定する利用料金の上限の額

区分	利用料金の上限の額
2以上の部にわたって引き続き使用する場合	各部の利用料金（条例別表の各会議室等の利用料金をいう。以下同じ。）の合計額に10分の9を乗じて得た額
使用時間を超過して使用する場合	超過使用時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。）につき、当初に使用の承認を受けた部に引き続く部（当初に使用の承認を受けた部が夜の部の場合にあつては、夜の部）の利用料金の額に10分の3を乗じて得た額

備考 この表により算出した利用料金の上限の額に10円未満の端数が生じた場合の端数は、10円として計算する。